

令和4年第3回取手市議会定例会 議案概要

議案：	12件	条例の一部改正	4件
		市道路線の認定・変更	2件
		令和4年度補正予算	6件
報告：	2件	財政健全化判断比率報告	1件
		債権の放棄	1件
認定：	7件	令和3年度決算の認定	7件
諮問：	2件	人権擁護委員の推薦	2件

議案第46号

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(人事課)

国家公務員について「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係る人事院規則等が改正されたことを踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、次の3点です。

- ① 育児休業の取得回数制限の緩和等
- ② 会計年度任用職員の子の出生後8週間以内の育児休業取得要件の緩和
- ③ 会計年度任用職員の子の1歳以降の育児休業取得の柔軟化

議案第47号

取手市営住宅条例の一部を改正する条例について (管理課)

昭和26年に建築され老朽化が進んでいる宮和田住宅について、居住者の転居が完了したため、市営住宅として廃止するものです。

議案第48号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について (建築指導課)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され新たな認定制度が導入されることに伴い、市においても所要の措置を講ずるほか、建築基準法が改正され条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する条項を整理するため、条例の一部を改正するも

のです。

新たな認定制度の導入により、新築や増改築を伴わない既存の住宅等についても、認定基準を満たすものについては長期優良住宅維持保全計画を作成し、計画の認定を申請することができるようになります。

議案第49号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について（建築指導課）

建築基準法が改正され、条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する条項を整理するものです。

議案第50号 市道路線の認定について（管理課）

開発行為により市に帰属した道路（戸頭地区1路線）について、市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第51号 市道路線の変更について（管理課）

道路改良工事により道路の形態が変更されたもの（台宿地区1路線）について、路線の起点を変更するため、議会の議決を求めるものです。

議案第52号から議案第57号まで 令和4年度取手市各会計補正予算

議案第52号から議案第57号まで（令和4年度取手市各会計補正予算）の内訳

議案第52号 取手市一般会計補正予算（第7号）

議案第53号 取手市一般会計補正予算（第8号）

議案第54号 取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第55号 取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

報告第 9号 令和3年度取手市健全化判断比率について

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

報告第10号 債権の放棄について（子育て支援課・管理課）

取手市債権管理条例の規定に基づき、放棄した市の債権を報告するものです。

- ・ 保育所児童給食代
- ・ 市営住宅使用料

認定第1号から認定第7号まで 令和3年度取手市各会計決算の認定について

認定第1号から認定第7号まで（令和3年度取手市各会計決算）の内訳

- 認定第1号 取手市一般会計決算の認定について
- 認定第2号 取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第3号 取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 認定第4号 取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第5号 取手市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第6号 取手市競輪事業特別会計決算の認定について
- 認定第7号 取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

※ 詳細及び説明は割愛します。

諮問第2号及び諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（市民協働課）

令和元年10月1日付けで就任した次の2人の委員の任期が本年9月30日です。いずれも満了することから、引き続き両委員を人権擁護委員として推薦したく、議会の意見を求めるものです。

なお、平成26年3月6日付け法務省人権擁護局総務課補佐官事務連絡により委嘱発令日等について弾力的な運用が可能になり、水戸地方法務局管内では委嘱発令を1月及び7月の年2回に変更されたことから、次期委員の任期は令和5年1月1日からの3年間となります。

- ① 諮問第2号 松浦 勉（まつうら つとむ）氏 ※ 現在2期目
- ② 諮問第3号 色川 昇（いろかわ のぼる）氏 ※ 現在2期目

※ 人権擁護委員法第9条

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。